

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年12月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	30 トン	72 トン
		102 トン	30 トン	72 トン
3	クリーム	62 トン	38 トン	24 トン
		53 トン	27 トン	26 トン
4	粉乳類	51,114 トン	8,960 トン	42,154 トン
		48,333 トン	5,964 トン	42,369 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	938 トン	631 トン
		1,569 トン	938 トン	631 トン
6	加糖れん乳	206 トン	23 トン	183 トン
		187 トン	23 トン	164 トン
7	ヨーグルト	11 トン	11 トン	0 トン
		11 トン	11 トン	0 トン
8	バターミルク	17 トン	10 トン	7 トン
		17 トン	10 トン	7 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	31,592 トン	25,966 トン
		48,997 トン	23,501 トン	25,496 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	5,183 トン	6,901 トン
		7,453 トン	2,480 トン	4,973 トン
11	バター	16,731 トン	12,058 トン	4,673 トン
		14,046 トン	8,537 トン	5,509 トン
12	豆類	81,156 トン	47,239 トン	33,917 トン
		38,771 トン	24,343 トン	14,428 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	3,659,792 トン	2,037,669 トン
		5,310,622 トン	3,353,179 トン	1,957,443 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	927,206 トン	415,693 トン
		251,859 トン	111,969 トン	139,890 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	459,844 トン	412,008 トン
		871,852 トン	459,844 トン	412,008 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	2,432 トン	1,599 トン
		3,933 トン	2,414 トン	1,519 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	7,475 トン	19,587 トン
		26,794 トン	7,014 トン	19,780 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	91,487 トン	71,111 トン
		162,186 トン	88,121 トン	74,065 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	13,953 トン	5,300 トン
		1,638 トン	13,953 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	1,024 トン	512 トン
		1,491 トン	984 トン	507 トン
20	イヌリン	3,015 トン	1,748 トン	1,267 トン
		67 トン	52 トン	15 トン
21	落花生	44,537 トン	19,770 トン	24,767 トン
		27,828 トン	9,650 トン	18,178 トン
22	こんにゃく芋	209 トン	42 トン	167 トン
		209 トン	42 トン	167 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	3,495 トン	6,010 トン
		3,551 トン	644 トン	2,907 トン
24	でん粉調製品	332 トン	917 トン	超過済
		320 トン	521 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	1,719 トン	3,129 トン
		2,158 トン	798 トン	1,360 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	8,309 トン	9,525 トン
		2,181 トン	773 トン	1,408 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	131 トン	98 トン
		229 トン	131 トン	98 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。